

弁理士法人
清水・醍醐事務所

内外知的財産権ニュース

2025 年 6 月

不使用取消請求雑感

最近知的財産関係のニュースを見ていますと、不使用取消請求の話題が、目につきます。ご存知のように、「不使用取消請求」は、“一定期間、登録商標が使用されていない場合、登録商標により保護されるべき信用が発生しないか、或いは登録商標により発生した信用も既に消滅しその保護の対象が存在しない”と考え、そのような使用されていない登録商標に対し、商標登録を取り消す制度で(特許庁逐条解説22版参照)、各国毎に不使用取消請求の要件等は異なっています。各国々において法制度等が改定された場合など都度情報を配信したいと思っております。

中国

2025 年 5 月 26 日、国家知識産権局(CNIPA)が『3年間の不使用取消申請手続に関する改定指南書』を発行しました。当該改定指南書は、繰り返し悪意をもって不使用取消請求を行い、利益をあげている請求人が一部に存在するという現状への対応が背景にあり、今後は不使用取消請求の要件のハードルが引き上げられることになります。具体的には①請求人は請求にあたって初歩的な調査結果を付さなければならず、また場合によっては②請求人の正体や請求の意図などを示すことが要求される可能性があります。今まで不使用取消請求を行う際によく使用されていたダミーの名前による請求も難しくなるかもしれません。

米国で商標近代化法(The Trademark Modernization Act 2020)の制定に基づき、審査系の不使用取消手続(Expungement(抹消) proceeding 等)が導入されました。当該請求を行う際、「対象の商標が使用されていない、使用されていなかった」ことを証明する為に①調査(Reasonable Investigation)を行い、②陳述書(Verified statement)を提出することになっています。中国における不使用取消請求も同様の手続が要求されるようになったと思われます。

ロシア

ロシアのウクライナ侵攻から既に3年以上が経過しておりますが、ロシアでは、商標が 3 年間使用されていない場合の取消請求を認めています。多くの企業がロシア市場から撤退している状況を考えるとロシアの商標権の不使用取消審判のリスクは深刻なものであると思われます。最近では Ericsson が、ロシアからの撤退を理由に登録商標の不使用取消請求を受けて実際に商標が取消となったとの報道もあります。ロシアにおいて、不使用取消請求を行う場合、知的財産裁判所に提訴する必要があり、かつ請求人に訴えることによ

り生じる利益を証明することが必要とされるので誰でも簡単に不使用取消請求を行えるとはいかないようです。

イギリス

イギリスが EU を離脱した際、EU の権利保有者に対するイギリスの商標保護の継続を確保するため、離脱協定法が制定されました。その結果、2021 年 1 月 1 日に、EU の商標登録のイギリス版「クローン」が自動的に作成され、いわゆる「相当する権利」が成立しました。イギリスの商標法に基づくと、イギリス版クローンの登録商標に関し、登録から 5 年以上経過した商標は、登録された商品・サービスについて、前 5 年間に当該地域で使用されていない場合、**不使用による取消リスク**が生じる可能性があります。該当する 5 年間は離脱前の 2021 年 1 月 1 日以前を含む場合、EU での使用がイギリスのクローン商標の有効性を維持するために主張できましたが、今年末に離脱後 5 年が経過することにより**イギリスのクローンの使用証明はイギリスでの使用が要求され、不使用取消請求に対してイギリスでの使用が立証できない場合には当該クローンは取消となります。**

以 上